

## 静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 の制定について

静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）

第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、静岡市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する委員の定数は、20人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する推進委員の定数は、37人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 静岡市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成24年静岡市条例第64号）は、廃止する。

(静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	その他の委員	月額 40,000円
--	--------	------------

を

」

「

	その他の委員	月額 40,000円
農地利用最適化推進委員		月額 30,000円

に

」

改める。